

2018年12月10日

国立大学図書館協会 会長
公立大学協会図書館協議会 会長 殿
私立大学図書館協会 会長

国公立大学図書館協力委員会
委員長館 早稲田大学図書館
図書館長 深 沢 良 彰

TPP11の発効に伴う著作権法改正について（通知）

このことについては、既に報道されているところでありますが、いわゆる TPP11（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）が本年12月30日に発効することとなりました。ついては、関係各館へ周知いただければ幸いです。

当委員会は下位に設置する大学図書館著作権検討委員会を通じ、機会あるごとに、これらの改正のうち、特に図書館業務に影響のあるものについて、慎重な対応を求める意見を表明しておりましたが、TPP11発効に伴い、著作権の保護期間が著作者の没後50年から没後70年となるなど、延長されることとなります。（ただし、施行日の前日までに権利が消滅している著作物について、権利が復活することはありません。）また、これまで著作権の侵害等については親告罪でしたが、一部が非親告罪化されるなど、保護期間のほかにもいくつかの改正がありますので、併せてご留意ください。

TPP11発効に関しては、著作権を所管する文化庁が下記のサイトを用意しています。

- http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo_hokaisei/
- http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/kantaiheiyo_chosakuken/

また、下記で大学図書館著作権検討委員会の委員がTPP11の経緯等についてまとめておりますので、併せてご参照ください。

- <http://current.ndl.go.jp/e2060>

なお、TPP11発効に伴う著作権法の改正、本年5月に成立した「著作権法の一部を改正する法律」施行に伴う著作権法の改正に関して、大学図書館著作権検討委員会で作成する「大学図書館における著作権問題 Q&A」への反映については、現在、準備中であるものの公開時期は未定であることを申し添えます。

以上